

無償化後（令和元年10月～）の私立幼稚園等保護者補助金の概要

補助金の種類	対象（補助要件）	補助金額	支給回数・方法
1 入園料補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）</li> <li>入園日に世田谷区に住民登録があること</li> <li>以前住んでいた自治体で入園料補助金を受け取った場合は交付対象外</li> </ul>	<p><b>年額90,000円</b></p> <p>納入した入園料の範囲で支給</p>	入園年度に1回限り 償還払い方式
2 保育料に対する補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）</li> <li>原則として、各月1日に世田谷区に住民登録があること</li> </ul>	<p><b>上限月額28,500円</b></p> <p>生活保護世帯や年収270万円以下相当の世帯、多子世帯、ひとり親世帯等については、最大月額38,900円を上限に補助 納入した保育料の範囲で支給</p>	年2回 償還払い方式
3 預かり保育利用料に対する補助金【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）</li> <li>原則として、各月1日に世田谷区に住民登録があること</li> <li>「保育の必要性」の認定を受けていること（保護者全員が月48時間以上の就労が常態である等）</li> <li>平成28年4月2日以降に生まれた園児（満3歳児）は住民税非課税世帯の場合のみ無償化の対象となります。</li> </ul>	<p><b>上限月額11,300円</b></p> <p>満3歳児の区市町村民税非課税世帯については、月額16,300円を上限に補助 納入した預かり保育料等の範囲で支給</p>	年2回 償還払い方式
<p>「保育の必要性」の認定を受けるには、認定申請書（新2号・新3号）及び添付書類の提出が必要です。</p> <p>在籍園が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準で実施していない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。</p>			
4 副食費に対する補助金【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）</li> <li>原則として、各月1日に世田谷区に住民登録があること</li> <li>在籍する幼稚園で給食を実施していること</li> <li>生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯、所得割が非課税の世帯、年収360万円未満相当世帯の園児、および全ての世帯の第3子以降の園児（小学校3年生までが算定対象）</li> </ul>	<p><b>上限月額4,500円</b></p> <p>副食費（副食材料費）とは、給食費のうち、主食以外のおかず・おやつ等にかかる費用分 納入した給食費（副食費）の範囲で支給</p>	年1回 償還払い方式
5 その他の納付金に対する補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）</li> <li>原則として、各月1日に世田谷区に住民登録があること</li> <li>生活保護世帯、区市町村民税および所得割が非課税の世帯</li> </ul>	<p><b>上限月額3,000円</b></p> <p>納入したその他の納付金の範囲内</p> <p>その他の納付金とは、園則に記載されている施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等であり、毎年徴収される納付金</p>	年1回 償還払い方式

